

令和6年度

監査計画

島根県監査委員

目 次

1	基本計画	頁
	令和6年度監査等基本計画	1
2	実施計画	
	I 財務監査実施計画	3
	II 財政的援助団体等監査実施計画	7
	III 決算審査(一般会計、特別会計)及び基金運用状況審査実施計画	9
	IV 決算審査(公営企業会計)実施計画	11
	V 健全化判断比率等審査実施計画	13
	VI 例月現金出納検査実施計画	15
	VII 内部統制評価報告書審査実施計画	17
	VIII その他の監査	18

令和6年度監査等基本計画

島根県監査基準第7条及び島根県監査委員監査規程第3条の規定に基づき、監査、検査及び審査その他の行為（以下「監査等」という。）について、次のとおり令和6年度監査等基本計画を定める。

第1 基本方針

県は、令和2年度から「島根県内部統制基本方針」に基づき、「財務に関する事務」を対象に内部統制体制の整備及び運用を行っている。

また、国をあげて「働き方改革」が進められており、本県においても時間外勤務の縮減対策、年次有給休暇の取得促進、業務改善への取組みなどを積極的に進めている。

このような状況の下、令和6年度の監査等に当たっては、以下の諸点に留意して実施することとする。

- 1 財務事務上のリスクに対する内部統制が有効に機能しているかどうかを確認する取組みを行い、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切な監査の実施手法確立に向けた検討を引き続き行う。
- 2 監査等実施の全過程を通じて、最少の人的、時間的コストで最大の効果が得られるよう、監査資料の一層の簡素化をはじめ、監査手法の改善に引き続き取り組む。
- 3 県の事務事業について、合法性、正確性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を引き続き重視して監査等を実施する。

第2 監査等の区分

監査等の区分は次のとおりとする。

	区 分	根 拠 法 令
一般 監 査	財務監査（定期、随時）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項
	行政監査	地方自治法第199条第2項
	財政的援助団体等監査	地方自治法第199条第7項
特別 監 査	直接請求に基づく監査	地方自治法第75条
	議会からの請求に基づく監査	地方自治法第98条第2項
	知事の要求に基づく監査	地方自治法第199条第6項、第7項、第235条の2第2項
	住民監査請求に基づく監査	地方自治法第242条
	職員の賠償責任に関する監査	地方自治法第243条の2の8第3項 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条
審 査	決算審査	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
	基金運用状況審査	地方自治法第241条第5項
	健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項、第22条第1項
	内部統制評価報告書審査	地方自治法第150条第5項
検 査	例月現金出納検査	地方自治法第235条の2第1項

（注意）太字は定例的に実施する監査等、細字はその他の監査

第3 委員監査等の実施時期

監 査 等 の 区 分		実 施 時 期	報 告 ・ 公 表
財務監査		5月～2月	10月
財政的援助団体等監査		10月～11月	3月
決算審査	一般・特別会計	7月～8月	9月
	公営企業会計	7月	9月
基金運用状況審査		7月～8月	9月
健全化判断 比率等審査	一般会計等及び公営企業会計(法非適用)	8月	9月
	公営企業会計(法適用)	8月	9月
内部統制評価報告書審査		8月	9月
例月現金 出納検査	歳計、歳計外現金、基金	毎月	毎月
	公営企業会計	毎月	毎月

第4 監査等の実施体制

- 1 監査等は実地監査の方法により行うことを基本とし、原則として決算審査（公営企業会計）、住民監査請求監査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査については委員全員、その他の監査等については委員2名（議選、識見）の体制（財務監査の一部地方機関については、委員1～2名の体制）により実施する。
- 2 監査結果報告書及び審査意見書は、監査委員全員の合議により決定する。
- 3 職員が実施する監査等については、原則2名以上で実施し、責任者を定めることとする。

第5 監査等の結果の公表

監査等の結果については、島根県報への登載を行うほか、監査委員事務局のホームページへの掲載により公表を行う。

第6 監査等の結果に係る措置状況の公表

監査等の結果に係る措置状況については、島根県報への登載を行うほか、監査委員事務局のホームページへの掲載により公表を行う。

I 財務監査実施計画

1 実施方針

財務監査は、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの財務監査の基本理念に立って監査を行うものとし、実地監査又は書面監査により、監査対象機関全てに対し実施する。

また、監査により把握された実態と問題点等を踏まえ、監査結果報告書を作成し、知事、議長及び関係のある委員会等（以下「知事等」という。）に提出するとともに、関係機関に対し改善措置等を求める。

なお、知事等への報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出する。

2 実施方法

- (1) 本庁等は実地監査又は書面監査を行い、実地監査の区分は別表1のとおりとする。また、必要に応じて年間の事業の成果及び懸案事項等について各部長等から説明を受ける。
- (2) 地方機関は実地監査又は書面監査を行い、実地監査の区分は別表1のとおりとする。
また、監査の対象会計年度は、次のとおりとする。
 - ・前期に行う監査は、令和5年度会計とする。
 - ・後期に行う監査は、令和6年度会計上期と令和5年度会計下期とする。
- (3) 重点的監査事項は設定しないが、必要に応じて年度途中から設定及び実施する。
- (4) 効率的に監査が行えるよう、必要に応じ監査資料の見直しを行う。見直しに当たっては、監査対象機関の負担軽減にも配慮する。
- (5) 監査対象機関における内部統制の状況について、財務事務の適正執行を確保する視点から、その実効性に留意して監査を実施する。
- (6) 監査において、指摘・指示及び意見を付した事項について、その是正や再発防止が確実に図られるよう継続的にフォローアップを行う。

3 監査対象機関

全機関を対象として別表2のとおり実施する。

4 実施時期及び実施体制等

(1) 実地監査

ア 実施時期

区 分	本 庁 等	地 方 機 関
委員監査	7月～8月	前期：5月～7月 後期：1月～2月
職員監査	6月～7月	前期：5月～7月 後期：12月～1月

イ 実施時間

原則として、委員監査については1機関当たり2時間以内、職員監査については半日程度とし、それぞれ、対象機関の事業規模及び過年度監査の実施状況を勘案して所要時間を設定する。

ウ 実施体制

- (ア) 委員監査は、原則として、委員2名の体制で実施する。ただし、地方機関に対する監査は、委員1～2名の体制で実施する。
- (イ) 職員監査は、原則として、職員2名体制で実施する。

(2) 書面監査（委員監査、職員監査とも）

ア 実施時期

前期は5月～8月、後期は12～3月に実施する。

イ 実施体制

- (ア) 委員監査、職員監査とも各1名で実施する。
- (イ) 必要に応じて実地調査を行う。

5 監査結果

令和5年度後期（12月～3月）から令和6年度前期（5月～8月）にかけて、令和5年度会計を対象として行った監査の結果は、令和6年10月に報告書を作成し、組織及び運営の合理化に資するための意見を添えて、知事等に提出するとともに、県報及び県のホームページにより公表する。

令和5年度後期（12月～3月）に行った令和4年度会計の監査の結果は、必要に応じて上記の報告書に盛り込む。

6 その他

(1) 財務監査資料

ア 財務監査資料の様式は、本庁等、地方機関、企業局、病院局及び流域下水道事業毎に別に定める。

イ 監査資料の提出期限は、原則として監査実施日の閉庁日を除く5日前までとする。

(2) 職員監査調書等

ア 職員は、職員監査終了後、その結果に基づき職員監査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員監査調書の様式は別に定める。

イ 地方機関監査の結果、問題点等があった場合においては、必要に応じて当該事務事業の主務課等に対し確認調査を実施する。

別表 1

実地監査の区分表（委員監査・職員監査ともに）

区分		対 象
本 庁	A：毎年実施	知事部局・病院局・教育庁の主管課室、出納局、企業局、議会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局
	B：2年に1回実施	Aを除く所属 注：下水道推進課の職員監査は毎年実施
地 方 機 関	A：毎年実施	隠岐支庁各局（隠岐保健所を除く。） 県民センター（各事務所を除く。） 東京事務所 農林水産振興センター（各事務所及び各家畜衛生部を除く。） 大阪事務所 広島事務所 中央病院 こころの医療センター
	B：2年に1回実施	消防学校 原子力環境センター 中山間地域研究センター 美術館 芸術文化センター 保健所（隠岐支庁隠岐保健所を含む。） 保健環境科学研究所 児童相談所 わかたけ学園 女性相談センター 心と体の相談センター 農業技術センター 農林大学校 畜産技術センター 水産技術センター 産業技術センター 高等技術校 県土整備事務所 浜田河川総合開発事務所 出雲空港管理事務所 宍道湖流域下水道事務所 浜田港湾振興センター 企業局東部・西部事務所 埋蔵文化財調査センター 図書館 青少年の家 古代出雲歴史博物館 注：宍道湖流域下水道事務所、企業局東部・西部事務所の職員監査は毎年実施
	C：3年に1回実施	県民センター各事務所 公文書センター 自治研修所 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 食肉衛生検査所 農林水産振興センター各事務所 農林水産振興センター各家畜衛生部 教育事務所 教育センター・浜田教育センター 社会教育研修センター 少年自然の家 警察署
	D：4年に1回実施	県立学校 注：職員監査は2年に1回実施

令和6年度 監査実施機関(委員監査)

監査実施年度	意見書対象年度	区分	方法	対象機関	数			
R 5年度		地方後期	実地	公文書C、美術館、出雲・浜田保健所、中央・浜田児相、心と体相談C、農技C、農大、水技C、東部技術校、浜田河川、松江教育、浜田教育C、青少年の家、埋文C、松江北高、松江東高、横田高、出雲高、大社高、島根中央高、浜田商業高、益田高、吉賀高、江津清和養護、松江・安来・大田・江津警察署	30			
			職員実地	安来高、松江南高、松江商高、飯南高、出雲工高、大田高、江津工高、浜田高、浜田水高、津和野高、益田養護	11			
			職員書面	東部県民C雲南、西部県民C県央、自治研修所、消防学校、中山間C、芸文C、雲南・県央・益田保健所、保環研、島根あさひ診療所、出雲・益田児相、わかたけ学園、女性相談C、食肉衛生検査所、東部農水C松江・出雲家畜衛生部、東部農水C出雲、畜技C、産技C、西部技術校、出雲空港管理所、出雲・浜田・益田教育、県教育C、東部・西部社会教育C、図書館、少年自然の家、歴博、情報科学高、松江工高、松江農高、宍道高、大東高、三刀屋高、平田高、出雲商高、出雲農高、遡摩高、矢上高、江津高、益田翔陽高、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校、松江養護、出雲養護、石見養護、浜田養護、松江清心養護、松江緑が丘養護、雲南・出雲・川本・浜田・益田・津和野警察署	60			
				71				
				101 ^①				
			R 6年度		地方前期	実地	隠岐県民・農水・県土、東部県民C、西部県民C、東京事務所、東部農水C、西部農水C、大阪事務所、広島事務所、松江・雲南・出雲県土、中病、こころC、隠岐教育、隠岐高、隠岐水高	18
						職員前年度	東部県民C出雲、西部県民C益田、東部農水C雲南、西部農水C川本・益田家畜衛生部、西部農水C県央・益田	7
							25	
						職員実地	宍道湖下水道、企業局東部・西部	3
						職員書面	隠岐保健所、県央・浜田・益田県土、浜田港湾、隠岐島前高、隠岐養護、隠岐の島・浦郷警察署	9
	12							
	37 ^②							
R 6年度		本庁				実地	知事部局・病院局・教育庁の主管課室、政策企画局、環境生活部、農林水産部、土木部、教育庁の各課、出納局、企業局、議会事務局、警察本部、人事・監査・労働委員(会)事務局	59
						職員実地	—	0
						職員書面	総務部・防災部・地域振興部・健康福祉部・商工労働部の各所属	28
				28				
		87 ^③						
		小計(①+②+③)		225				
R 7年度		地方後期	実地	東部県民C雲南、西部県民C県央、消防学校、原子力環境C、中山間C、芸文C、雲南・県央・益田保健所、保環研、出雲・益田児相、わかたけ学園、女性相談C、食肉衛生検査所、東部農水C出雲家畜衛生部、畜技C、産技C、西部技術校、出雲空港管理所、浜田教育、県教育C、東部社会教育C、図書館、歴博、情報科学高、宍道高、三刀屋高、出雲商高、遡摩高、江津高、益田翔陽高、盲学校、松江ろう学校、出雲養護、松江緑が丘養護、雲南・津和野警察署	33			
			職員実地	松江工高、松江農高、大東高、平田高、出雲農高、矢上高、浜田ろう学校、松江養護、石見養護、浜田養護、松江清心養護	11			
			職員書面	東部県民C出雲、西部県民C益田、公文書C、自治研修所、美術館、出雲・浜田保健所、島根あさひ診療所、中央・浜田児相、心と体相談C、東部農水C松江家畜衛生部、東部農水C雲南・出雲、西部農水C川本・益田家畜衛生部、西部農水C県央・益田、農技C、農大、水技C、東部技術校、浜田河川、松江・出雲・益田教育、浜田教育C、西部社会教育C、青少年の家、少年自然の家、埋文C、安来高、松江北高、松江南高、松江東高、松江商高、横田高、飯南高、出雲高、出雲工高、大社高、大田高、島根中央高、江津工高、浜田高、浜田商高、浜田水高、益田高、吉賀高、津和野高、益田養護、江津清和養護、松江・安来・大田・出雲・川本・江津・浜田・益田警察署	60			
				71				
		104						

II 財政的援助団体等監査実施計画

1 実施方針

財政的援助団体等の監査は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、県が資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から実施する。

また、監査により把握された実態と問題点等を踏まえ、監査結果報告書を作成し、知事等に提出するとともに、関係機関に対し改善措置等を求める。

2 監査実施団体

別表のとおり

3 実施方法

(1) 団体の監査

ア 委員監査は、原則として実地監査とする。

イ 職員監査は、原則として実地監査とする。

(2) 所管課の監査

ア 委員監査は、書面監査を原則とし、必要に応じ実地監査とする。

イ 職員監査は、実地監査とする。

4 実施時期

区 分		実 施 時 期
監 査 資 料 の 提 出		9月上旬
監査の実施	委員監査	10月下旬 ～ 11月中旬
	職員監査	9月中旬 ～ 10月中旬

5 実施体制

(1) 委員監査は、原則として委員2名（議選、識見）の体制とする。

(2) 職員監査は、原則として職員2名体制とする。

6 監査結果

監査の結果は、令和7年3月に報告書を作成し、知事等に提出するとともに、県報及び県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 監査資料

監査資料は、監査実施団体及び所管課についてそれぞれ求め、団体の概要、財政的援助等の内容等が確認できるものを別に定める。

(2) 職員監査調書等

職員は、職員監査終了後、その結果に基づき職員監査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員監査調書の様式は別に定める。

令和6年度財政的援助団体等監査実施団体

番号	団体名	所管課	所在地	財政的援助等の内容					
				補助金等	貸付金	損失補償	出資	債務保証	指定管理（施設名）
1	（公財）しまね女性センター	女性活躍推進課	大田市				○		男女共同参画センター （あすてらす）
2	（公財）ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	松江市	○			○		
		環境生活総務課		○					
		雇用政策課		○					
3	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	隠岐の島町	○					
4	（公財）しまね国際センター	文化国際課	松江市				○		
5	（公財）島根県スポーツ協会	スポーツ振興課	松江市						県立武道館、県立水泳プール
			浜田市						県立石見武道館、県立体育館
			益田市						県立サッカー場
6	NPO法人国際交流フラワー21	産地支援課	出雲市						花ふれあい公園 （しまね花の郷）
7	（公社）島根県林業公社	林業課	松江市	○	○	○	○		
8	（公財）ホシザキグリーン財団	水産課	出雲市						宍道湖自然館 （ゴビウス）
9	益田商工会議所	中小企業課	益田市	○					
10	大田商工会議所	中小企業課	大田市	○					
11	江津商工会議所	中小企業課	江津市	○					
12	安来市商工会	中小企業課	安来市	○					
13	飯南町商工会	中小企業課	飯南町	○					
14	（公財）島根県建設技術センター	土木総務課	松江市				○		
15	島根県土地開発公社	土木総務課	松江市				○		
		用地対策課			○				
		斐伊川神戸川対策課			○				
		管財課			○				
		企業立地課		○				○	
16	出雲空港ターミナルビル（株）	港湾空港課	出雲市				○		
17	石見空港ターミナルビル（株）	港湾空港課	益田市				○		
18	島根県住宅供給公社	建築住宅課	松江市				○		
19	（公財）島根県暴力追放県民センター	警察本部	松江市				○		
計				11	4	1	10	1	4団体（8施設）

委員監査（実地14団体、書面5団体：9～13）、職員監査（実地19団体）

Ⅲ 決算審査（一般会計、特別会計）及び基金運用状況審査実施計画

1 実施方針

(1) 決算審査

決算審査は、決算その他の関係書類について、計数の正否、予算執行の適否と合法性、経済性、効率性等を中心として、年間の事業執行の成果を総括的に審査し、その結果は、次年度以降の予算編成に対する意見としてとりまとめることとし、次のとおり実施する。

ア 財政運営については、各部等別に歳入・歳出決算の分析を行うとともに、普通会計決算額により、県全体の財政の現況について分析を行う。

イ 資金運用については、資金収支の状況等、運用の実態について調査・分析する。

ウ 債権管理については、管理の実態について調査する。

(2) 基金運用状況審査

基金運用状況審査は、特定目的のために定額の資金を運用する次の基金について、運用状況を示す書類の計数を点検するとともに、これらの書類と決算書その他関係書類とを調査・照合し、基金設置の目的に沿って、適正かつ効率的に運用されているかどうか審査する。

島根県土地開発基金

島根県美術品等取得基金

2 審査対象

(1) 決算審査

審査対象機関は、各部等主管課、財政課、管財課、出納局とする。

(2) 基金運用状況審査

審査対象機関は、基金所管課とする。

3 実施方法

(1) 決算審査

ア 委員審査は、実地審査を原則とし、県の1年間の予算執行に対して総括的に審査を行う。決算の状況について財務監査に併せて説明を受けるとともに、必要に応じて年間の事業の成果及び懸案事項等について各部長等から説明を受け、総合的に審査を行う。

イ 職員審査は、財務監査に併せ、決算審査関係資料に基づき決算状況や主な事業の実績等について説明を受けるとともに、決算計数や公有財産の状況を含め総合的に審査を行う。

(2) 基金運用状況審査

審査対象基金の所管課から提出された資料に基づき、書面審査を行う。

4 実施時期

(1) 委員審査 7月～8月

(2) 職員審査 7月

5 実施体制

(1) 委員審査は、実地審査の場合、原則として委員2名体制で行う。

(2) 職員審査は、原則として職員2名体制で行う。

6 審査結果

審査の結果は、令和6年9月に審査意見書を作成し、知事に提出するとともに、県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 審査資料

審査資料の様式を定め、令和6年7月を期限として対象機関から提出を求める。

(2) 職員審査調書等

職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、審査調書の様式は別に定める。

IV 決算審査（公営企業会計）実施計画

1 実施方針

公営企業会計の決算審査は、例月現金出納検査及び財務監査の結果を勘案し、決算その他の関係書類について、決算計数の正否、予算執行の適否と効率性、会計その他の事務の合法性等を総括的に審査し、その結果は、次年度以降の公営企業経営に反映する意見としてまとめることとし、次のとおり実施する。

(1) 事業の成果

主な事業について実績評価を行い、所期の目的どおりの成果があがっているかどうかなど、効果的な投資のあり方や良好な医療の提供等について意見を述べる。

(2) 財政の状態

貸借対照表を基に財政状況を分析し、資金の効率的な運用や財政の健全化について意見を述べる。

(3) 経営の状況

経営活動が合理的かつ能率的に行われ、経営が経済性を発揮して執行されているかどうかについて分析し、意見を述べる。

2 審査対象

審査対象機関は、病院局、企業局及び下水道推進課とする。

3 実施方法

審査は、実地審査を原則とし、公営企業会計ごとに1年間の経営活動に対して総括的に審査する。

- (1) 委員審査は、各公営企業経営の状況、予算の執行状況、年間の事業の成果及び懸案事項等について、総合的に審査を行う。
- (2) 職員審査は、決算書類の計数の確認、予算執行の適否・効率性、収入・支出の合法性、経営状況について、総合的に審査を行う。

4 実施時期

- (1) 委員審査 7月
- (2) 職員審査 6月

5 実施体制

- (1) 委員審査は、原則として委員全員で行う。
- (2) 職員審査は、原則として職員2名体制で行う。

6 審査結果

審査の結果は、令和6年9月に審査意見書を作成し、知事に提出するとともに、県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 審査資料

審査資料は、地方公営企業法第30条第1項及び第9項に定める決算関係書類とし、補足説明資料はその都度必要に応じて定める。

(2) 職員審査調書等

職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、審査調書の様式は別に定める。

V 健全化判断比率等審査実施計画

1 実施方針

審査対象について計数を確認し、適切に算定されているか審査を行い、その結果を審査意見書としてとりまとめ、知事に提出する。

2 審査対象

知事から審査に付された令和5年度会計に係る決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

3 審査方法

提出された健全化判断比率、資金不足比率が適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算書並びに関係資料との照合を行うとともに、必要に応じて関係機関を調査する。

なお、委員審査に先立ち、提出された関係資料に基づき事務局職員による審査を行う。

4 実施時期

(1) 健全化判断比率審査（一般会計・特別会計）

資金不足比率審査（法非適用公営企業会計）

ア 委員審査 8月

イ 職員審査 7月～8月

(2) 資金不足比率審査（法適用公営企業会計）

ア 委員審査 8月

イ 職員審査 7月

5 実施体制

(1) 委員審査は、委員全員で行う。

(2) 職員審査は、原則として職員2名体制で行う。

6 審査結果

審査の結果は、令和6年9月に審査意見書を作成し、知事に提出するとともに、県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 審査資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に定める比率の算定基礎となる関係資料とし、補足説明資料は必要に応じて定める。

(2) 職員審査調書等

職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員審査調書の様式は別に定める。

VI 例月現金出納検査実施計画

1 実施方針

例月現金出納検査は、出納機関における毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて検査を行うことにより、当該事務処理に係る事故又は不正の防止を図るためのものである。

歳計現金（一般会計、特別会計）、歳入歳出外現金及び基金並びに公営企業会計に係る現金出納について、出納局、病院局、企業局及び下水道推進課における毎月の計数の確認、現金・預金等の保管状況等を検査するとともに、財政収支の動態を計数面から把握・検討することにより、決算審査意見に反映させる。

2 検査対象

対 象 会 計 等		実 施 機 関
一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金		出 納 局
公営企業会計	病院事業会計	病 院 局
	電気事業会計、工業用水道事業会計、 水道事業会計、宅地造成事業会計	企 業 局
	流域下水道事業会計	下水道推進課

3 実施方法・時期

(1) 委員検査

実地検査については、出納局は9月に、病院局と企業局は2月に行うが、必要に応じてこれ以外の月にも実施する。実地検査を行わない月については、職員による検査報告に基づき書面検査を実施する。

なお、現金出納検査にあわせて、その他の項目について聴取することがある。

(2) 職員検査

毎月実施する。

4 実施体制

(1) 委員検査は、実地検査の場合、原則として委員2名体制で行う。

(2) 職員検査は、原則として職員2名体制で行う。

5 検査結果

検査の結果は、月毎に出納局、病院局、企業局、下水道推進課をとりまとめの上、「現金出納検査結果報告」を作成し、知事及び議長に報告する。

6 その他

(1) 現金出納検査資料

検査資料の項目は次のとおりとし、様式は別に定める。

ア 歳計現金（一般会計、特別会計）、歳入歳出外現金、基金

- (ア) 現金出納状況
- (イ) 現金の預託状況
- (ウ) 基金に属する現金調
- (エ) 一時借入金状況
- (オ) ペイオフ対策の状況

イ 公営企業会計

- (ア) 月次試算表
- (イ) 資金予算表
- (ウ) 現金・預金等の管理（預託）状況

(2) 職員検査調書等

職員は、職員検査終了後、その結果に基づき職員検査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員検査調書の様式は別に定める。

VII 内部統制評価報告書審査実施計画

1 実施方針

内部統制評価報告書の審査は、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかについて審査する。

2 審査対象

知事から審査に付された令和5年度内部統制評価報告書

3 審査方法

内部統制評価部局に対する質問及びその他の監査等によって得られた知見を踏まえ、次のとおり審査する。

なお、委員審査に先立ち、提出された関係資料に基づき事務局職員による審査を行う。

(1) 評価手続きに係る審査

ア 財務に関する事務について、網羅的に評価されているか

イ 評価項目に対応する体制整備状況、運用状況が適切に把握されているか

(2) 評価結果に係る審査

ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

イ 重大な不備は是正されているか

4 実施時期

(1) 委員審査 8月

(2) 職員審査 7月～8月

5 実施体制

(1) 委員審査は、委員全員で行う。

(2) 職員審査は、原則として職員2名体制で行う。

6 審査結果

審査の結果は、令和6年9月に審査意見書を作成し、知事に提出するとともに、県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 審査資料

地方自治法第150条第4項に定める内部統制評価報告書に係る内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に関する資料とし、補足説明資料は必要に応じて定める。

(2) 職員審査調書等

職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員審査調書の様式は別に定める。

VIII その他の監査

1 実施方針

(1) 財務監査（随時）

県の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、定期的なもの外、必要があると認めるときに監査を実施する。

(2) 行政監査

県の事務の執行について、必要があると認めるときに、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。

(3) 直接請求に基づく監査

選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の者の連署をもって、県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を実施する。

(4) 議会からの請求に基づく監査

県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を実施する。

(5) 知事の要求に基づく監査

知事が、県の事務の執行、財政的援助団体等に対する財政援助等又は指定金融機関等が行う公金の収納若しくは支払の事務について監査を行うよう要求したときに監査を実施する。

(6) 住民監査請求に基づく監査

県民が、知事等県の執行機関又はその職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認め監査を請求したときに監査を実施する。

(7) 職員の賠償責任に関する監査

職員が、故意又は重大な過失により、保管する現金や物品等を亡失し、又は損傷するなど県に損害を与えた場合、知事が要求したときに監査を実施する。

2 実施方法等

必要に応じて別に定める。